

播磨ゆめづくり塾

塾生を募集します

「播磨町を素敵にしたい」という思いを持った塾長がリーダーとなって、夢のあるまちづくりをチャレンジするまちづくりの研究活動「播磨ゆめづくり塾」。

今年度、塾長と一緒に楽しく活動してくれる仲間（塾生）を募集します。

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

みんなでつくる。はりまの暮らし塾

塾長 佐伯亮太



塾長の思い

播磨町に越してきて5年が経ちました。また、このゆめづくり塾も3年目を迎えました。これまでに播磨町に関わりのある方に集まってもらい、みんなで播磨町のことを語り合ったり、課題がどこにあるかを考えたりしました。その結果、播磨町は住めば都、本当に良いまちだということがわかりました。

尼崎市で開発されたAmagasaki to the future 2には、「尼のおばちゃん」「力持ち」「中学生」など、まちの課題解決に欠かせないお宝カードもある。



次の開催日

- ▶日時 8月23日(金) 19:00~
- ▶場所 福祉会館 3階会議室
- ▶内容 「Harima to the future」の試作版で遊んでみましょう
- ▶対象 どなたでもご参加ください
- ▶問合せ 塾長 佐伯亮太 ☎050(5318)4792
- Eメール saeki.r@oneroof.co.jp

一方で、播磨町に暮らす人のまちへの関心の低さもわかってきました。生活基盤もサービスも整いすぎていて不自由がないからこそ、自分からまちに関わる必要がないような気さえます。

一緒に、まちのお宝を探してみませんか

今年、播磨町について考える「まちづくりカードゲーム」を作ってみようと思います。小学生から大人まで、遊びながらまちのことを考えられるゲームです。ゲームができてから遊ぶのはもちろんですが、ぜひゲームを作る過程に参加してください。みんなでまちのお宝を探しながら、ゲームを作って遊んでみましょう。ゲームづくりをきっかけに、まちのことを少しでも考えるきっかけになれば良いと思っています。



まちづくりカードゲームって？

聞いてカードには「両親が共働きで、帰りが遅くて夕食はお小遣いでコンビニ弁当を買っている(小3男子)」など、まちで暮らす人のお悩みが書かれています。手元にあるお宝カードで、どう解決するか？ゲーム感覚で子どもから大人まで楽しく考えられるカードゲームです。

播磨町オリジナルの「聞いてカード」や「お宝カード」を作りましょう。月に1回、2時間ほど集まって試作版カードゲームで遊ぶ人。お宝をカードに書いてゲームを制作する人。どちらの参加者も募集します。

10月1日播磨町に保育施設が増えます 小規模保育施設の開設

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

0歳児から2歳児を対象とした、小規模保育施設(少人数を対象にきめ細かな保育を行う施設)が新たに開所します。入所調整を希望する人は、申請期間中に福祉グループに申請をしてください。

▼申請期間 8月1日(木)~9月17日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

▼申込書配布 福祉グループ ※町ホームページからダウンロードも可。

▼受付場所 福祉グループ

▼提出書類 ①支給認定申請書兼保育施設等利用申込書②

設置者	社会福祉法人 播磨福祉会
園名	パレット保育園
施設類型	小規模保育施設
所在地(地番)	東本荘1丁目330番地1
電話番号	☎079(437)8165
定員	19人(0歳児クラス3人、1歳児クラス6人、2歳児クラス10人)
保育時間	7:30~18:30
保育料	同一世帯の父母または扶養義務者の令和元年度分の町民税(所得割)額に応じて決定します。なお、制服代など、別に保護者負担金が必要です。
備考	3歳児クラスからは連携先施設である播磨保育園または蓮池保育園に転園となります。※連携先施設の受け入れ枠によっては、希望園以外の転園先を決定する場合があります。

保護者が家庭で保育ができない状況を証明する書類(勤務証明書など) ③施設型給付費・地域型保育給付費などに係る支給認定申請における個人番号提供書

※既に他保育施設に申請し、保留となっている人のうち、新規園を希望園に追加する場合は、申請期間中に希望園変更届を提出ください。

※入所調整を行い、9月下旬以降に結果を通知します。

入所資格のある場合でも、入所関係で入所できない場合があります。

年金

令和2年分 扶養親族等申告書の提出について

▼問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税の課税対象とされており、年金の支払者である日本年金機構は、年金の支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収する際には、税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除がもたらされています。

その控除を受ける際には、控除額の算出のために年金受給者は「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

※申告書の提出が必要な人
所得税の課税対象となる人は、次の老齢年金などを受けている人です。

- ・65歳未満：108万円以上
- ・65歳以上：158万円以上

所得税の課税対象となる人には、「令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が9月頃に日本年金機構から送付される予定です。

お手元に届いた「扶養親族等申告書」は、必要事項を記入のうえ日本年金機構に忘れずに提出してください。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、控除申告がないものとして扱われるため、源泉徴収される際に各種控除を受けることができませんのでご注意ください。

また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合などには、日本年金機構ホームページから申告書をダウンロードするか、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

国民年金保険料の前納申込み前納手続き

国民年金保険料は前納すると割引が適用されます。前納の方法には口座振替、現金(納付書)納付、クレジット

カード納付があります。

□口座振替およびクレジット
カード納付での令和元年度分6カ月前納(10月~翌年3月分)は令和元年8月30日(金)、現金納付は令和元年10月31日(木)までに申し込む必要があります。

▼必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ※口座振替を希望する場合は、□座番号のわかるものとお届け印を持参してください。
- ※クレジットカード納付を希望する場合は、クレジットカードを持参してください。

▼申込み 保険年金グループ、加古川年金事務所(□座振替希望の人は、振替先の金融機関窓口でも可)

※現金(納付書)納付の申し込みは加古川年金事務所となります。必要書類はお問い合わせください。